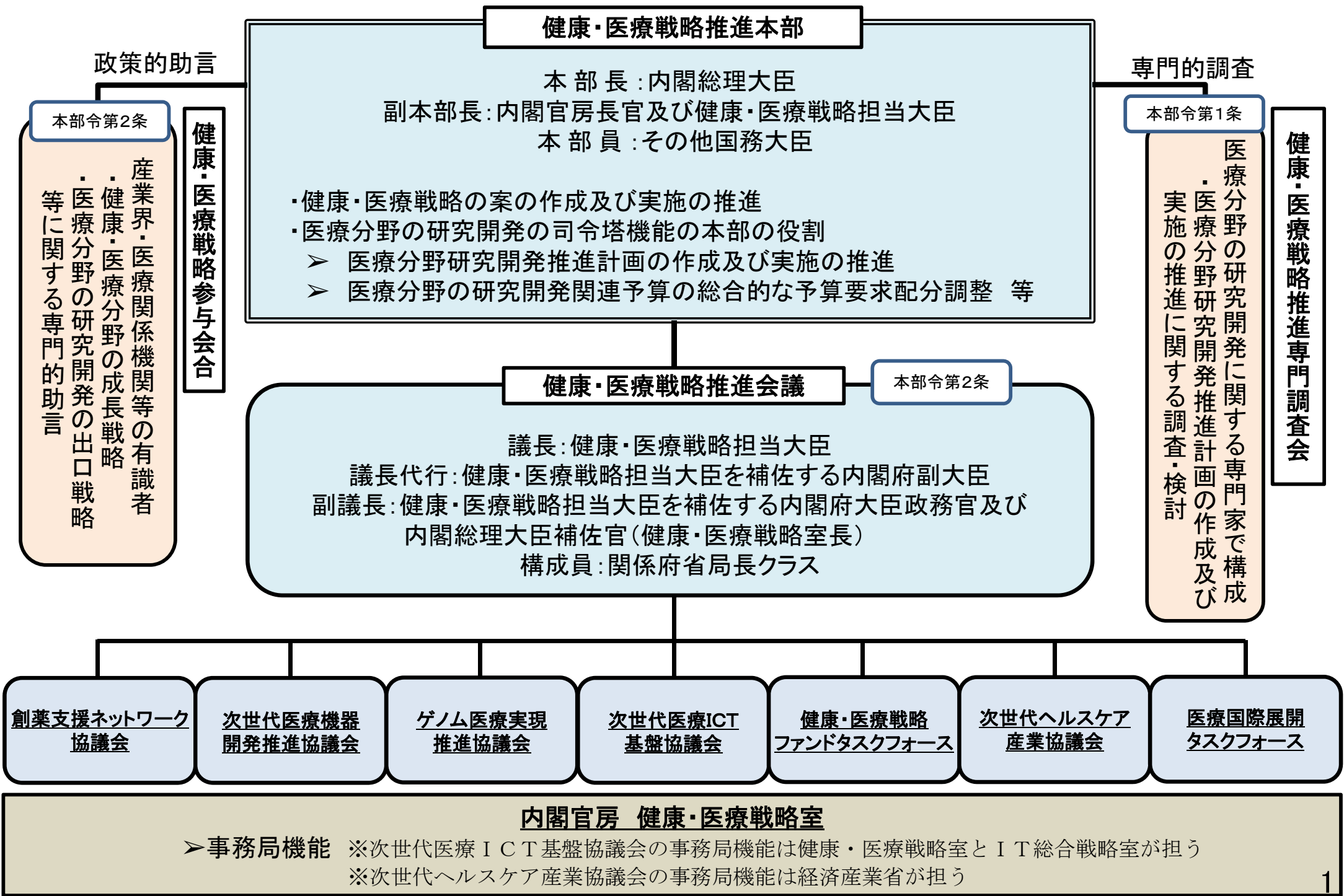


# **「健康・医療戦略」及び「医療分野研究 開発推進計画」改定の概要**

# 健康・医療戦略の推進体制



## 健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣  
 副本部長：内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣  
 本部員：その他国務大臣

- ・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
- ・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
  - 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
  - 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整 等

## 専門的調査

本部令第1条

医療分野の研究開発に関する専門家で構成  
 ・医療分野研究開発推進計画の作成及び  
 実施の推進に関する調査・検討

## 健康・医療戦略推進専門調査会

## 政策的助言

本部令第2条

産業界・医療関係機関等の有識者  
 ・健康・医療分野の成長戦略  
 ・医療分野の研究開発の出口戦略  
 等に関する専門的助言

## 健康・医療戦略参与会合

## 健康・医療戦略推進会議

本部令第2条

議長：健康・医療戦略担当大臣  
 議長代行：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣  
 副議長：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官及び  
 内閣総理大臣補佐官（健康・医療戦略室長）  
 構成員：関係府省局長クラス

創薬支援ネットワーク  
協議会

次世代医療機器  
開発推進協議会

ゲノム医療実現  
推進協議会

次世代医療ICT  
基盤協議会

健康・医療戦略  
ファンドタスクフォース

次世代ヘルスケア  
産業協議会

医療国際展開  
タスクフォース

## 内閣官房 健康・医療戦略室

➢事務局機能 ※次世代医療ICT基盤協議会の事務局機能は健康・医療戦略室とIT総合戦略室が担う  
 ※次世代ヘルスケア産業協議会の事務局機能は経済産業省が担う

# 健康・医療戦略の概要

## 健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）

健康・医療戦略推進法（平成26年5月30日法律第48号）に基づき、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として策定

世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあっては、健康長寿社会の形成に向け、世界最先端の医療技術・サービスの実現による、健康寿命の延伸が重要な課題。

- ・ 基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進等により世界最高水準の技術を用いた医療の提供に寄与
- ・ 健康長寿社会の形成に資する産業活動の創出、海外展開の促進により、我が国経済の成長、海外における医療の質の向上に寄与

平成26年度を初年度とする5か年計画。

### 医療分野の研究開発

- 2020年頃までに10種類以上のがん治療薬の治験開始
- 2020年頃までに創薬ターゲットの同定(10件)

### 新産業の創出

- 2020年までに健康増進・予防、生活支援関連産業の市場規模を拡大  
(4兆円→10兆円)

### 医療の国際展開

- 2020年までに海外に日本の医療拠点を創設  
(3カ所→10カ所程度)

### 医療のICT化

- 2020年までに医療・介護・健康分野のデジタル基盤を構築

# 「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)の改訂について

本年度は、現行の戦略の中間年度であることから、基本的な構成を維持しつつ、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえた中間的な見直しを行う。

## 主な改訂内容

### 健康・医療分野の研究開発の推進

- ①臨床現場で見出した課題を基礎研究に戻す「循環型研究開発」、②産学官連携、③データの共有と広域連携を強化。
- 医療分野の研究開発の推進に多大な貢献があった事例の功績をたたえる日本医療研究開発大賞(仮称)を創設。

### 医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化の促進

- 医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向け、治療や検査、介護等のデータを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として、所要の法制上の措置を含めた制度を構築。
- 収集されたビッグデータを基に人工知能を活用し、診療支援や新たな医薬品・医療技術の創出に資する研究開発を推進。

### 健康・医療に関する新産業創出

- 「健康経営銘柄」に準じた顕彰制度として、特に優良な健康経営を実践している中小企業や医療法人等を対象とした「健康経営優良法人認定制度」を構築。

### 健康・医療に関する国際展開の促進

- 「アジア健康構想 基本方針」(平成28年7月推進本部決定)を踏まえ、日本の事業者等の海外進出の支援を通じ、アジア地域に介護産業等を興すとともに、介護人材の国際循環を通じて、日本の介護人材の充実を図る。

## 対象期間の延長、KPIの期限の明確化等

KPIの期限を「2020年頃まで」から「2020年3月まで」に明確化するとともに、内容を見直し(項目追加、評価基準明確化等)。あわせて、KPIの期限を取り込むため、戦略の対象期間を1年間延長。

対象期間	2014年4月	現行(5年間)	2019年3月	⇒延長(+1年)	2020年3月
KPI	KPI				⇒2020年3月まで

# 「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)の改訂について

- 9つの「各省連携プロジェクト」を、5つの「横断型」と4つの「疾患領域対応型」に再整理し、相互関係を明確化することにより、一層統合的で効果的な取組に繋げる。
- AMEDが今後さらに注力すべき役割を明確化(専門家を活用した課題選定能力の強化、研究開発マネジメントに資するデータベースの構築、海外事務所も活用した国際共同研究等の推進、産学連携による研究開発の促進等)。
- 現行のKPIは、①2016年3月までと、②2020年頃までの2段階で設定。今後は②のKPIについて取り組むことから、KPIの期限を「2020年3月まで」と明確化するとともに、内容を見直し(項目追加、評価基準明確化等)。あわせて、KPIの期限を取り込むため、計画の対象期間を1年間延長。

## 【疾患領域対応型統合プロジェクト】



横断型統合プロジェクト(①~⑤)・事業と疾患領域対応型統合プロジェクト(⑥~⑨)・事業を連携させて推進し、AMED全事業で目的を達成。

横断型統合プロジェクト

- |                  |  |
|------------------|--|
| 医薬品・医療機器開発への取組   | ①オールジャパンでの医薬品創出プロジェクト(革新的医薬品・希少疾病用医薬品などの開発促進によるQOLの向上)                     |
| 臨床研究・治験への取組      | ②オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト(医療・介護機器の開発促進によるQOLの向上)                              |
| 世界最先端医療の実現に向けた取組 | ③革新的医療技術創出拠点プロジェクト(基礎と臨床の連携強化による医薬品開発等の体制整備)                               |
|                  | ④再生医療実現プロジェクト(iPS細胞・ES細胞等の利活用促進を通じた疾患対応への貢献)                               |
|                  | ⑤疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト(個人の特性を考慮したきめ細かい医療の実現)                               |
|                  | 【横断型事業】(ICT関連研究基盤構築・研究開発(※)、革新的先端研究開発、産学官連携による研究開発・研究基盤整備、生物資源等の整備、国際展開 他) |

成果目標(KPI)を設定し、1人のPDの下で複数の事業を統合的に推進する必要があるものを「統合プロジェクト(①~⑨)」としている。  
 ※ 健康・医療戦略推進本部の下の次世代医療ICT基盤協議会での具体的検討等を踏まえる。